



阿邊山 和浩 医師

4月から新しい副院長先生が着任されましたので、ご紹介します。

医師からコメント

初めまして、今年6年4月から副院長として勤務させていただくこととなりました阿邊山です。

鹿児島市出身で、昭和62年3月に鹿児島大学を卒業しました。今年度で卒後38年目になります。卒後の最初の10年は、鹿児島大学放射線科と臨床検査医学教室において、画像診断、がんの放射線治療、糖尿病や動脈硬化といった「生活習慣病」の診療などについて、学んできました。その延長線上で、学位取得後、米国テキサス大学ダラス校のサウスウエスタンメディカルセンターに留学し、後半は同大学内科の助教授として勤務しておりました。帰国後、鹿児島大学に戻り、臨床予防医療学講座の特任准教授として、主に研究・教育を中心とした業務に従事いたしました。平成21年からは、途中、保健所長の業務経験もありましたが、専ら地域医療（画像診断・内科全般の診療）の仕事に従事しております。

今までの経験を生かして、皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。



お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721

消費生活相談

「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意！

相談事例1

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修繕できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。クーリング・オフしたい。



●一言助言●

- ・「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- ・勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- ・損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。



■困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

消費生活相談窓口（鹿屋市消費生活センター）☎ 0994(31)1169 消費者ホットライン☎ 188